

モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
------------------	---------------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	6	総合的な母子家庭等の自立を図ること
施策目標	6-1	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
個別目標	1	母子家庭の母等の就業等の支援を図ること
<p>(評価対象事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・母子自立支援プログラム策定事業 ・高等技能訓練促進費等事業 ・児童扶養手当制度 		
施策の概要(目的・根拠法令等) 1 目的等 母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱により総合的な母子家庭等対策を推進する。		
2 根拠法令等 ○母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) ○児童福祉法(昭和22年法律第164号) ○児童扶養手当法(昭和36年法律第238号) ○「少子化社会対策大綱」(平成16年6月4日閣議決定)		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課母子家庭等自立支援室	
関係部局・課室	-	

2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
1	各就業支援による就業実績 (単位:人) (前年度以上/毎年度)					
a	母子家庭等就業・自立支援センター事業	3,251 【-%】	4,372 【134.5%】	4,953 【113.3%】	未集計 【-%】	未集計 【-%】
b	母子自立支援プログラム策定事業	- 【-%】	211 【-%】	1,590 【753.6%】	未集計 【-%】	未集計 【-%】
c	高等技能訓練促進費等事業	379 【-%】	607 【160.2%】	768 【126.5%】	未集計 【-%】	未集計 【-%】
2	高等技能訓練促進費等事業による資格取得者数 (単位:人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度)	574 【-%】	709 【-%】	873 【-%】	未集計 【-%】	未集計 【-%】

(調査名・資料出所、備考)

・雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ。平成19年度及び平成20年度の数値は9月確定予定。

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 母子家庭の母等の就業等の支援を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 各就業支援による就業実績 (単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。					
a 母子家庭等就業・自立支援センター事業	3,251 【-%】	4,372 【134.5%】	4,953 【113.3%】	未集計 【-%】	未集計 【-%】
b 母子自立支援プログラム策定事業	- 【-%】	211 【-%】	1,590 【753.6%】	未集計 【-%】	未集計 【-%】
c 高等技能訓練促進費等事業	379 【-%】	607 【160.2%】	768 【126.5%】	未集計 【-%】	未集計 【-%】
2 高等技能訓練促進費等事業による資格取得者数 (単位:人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。	574 【-%】	709 【-%】	873 【-%】	未集計 【-%】	未集計 【-%】
(調査名・資料出所、備考)					
・雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	母子家庭等就業・自立支援センター事業				
平成20年度 予算額等	2,439百万円の内数(補助割合:[国1/2][都道府県、指定都市、中核市1/2]) ※母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金)の内数 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	2,227百万円の内数 ※母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金)の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を母子家庭等就業・自立支援センターにおいて実施し、母子家庭の母等の就業を促進する。					
政府決定・重要施策との関連性					
母子家庭の母等の自立支援策については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等を改正により、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換し、具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中であり、当該事業の実施により、母子家庭の母等の就業が促進され、自立支援に資するものである。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	832	1,868 の内数 ※母子家庭 等対策総合 支援事業(統	1,884 の内数 ※母子家庭 等対策総合 支援事業(統	1,919 の内数 ※母子家庭 等対策総合 支援事業(統	2,439 の内数 ※母子家庭等 対策総合支援 事業(統合補

		合補助金) の内数	合補助金) の内数	合補助金) の内数	助金)の内数
予算上事業数等 ・事業実施自治体数 (箇所) (※)	86	—	—	—	—
事業実績数等 ・事業実施自治体数 (か所)	80	83	94	99	集計中
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
平成19年度においては、母子家庭等就業・自立支援センターは、すべての都道府県、指定都市、中核市にて実施されているが、地方自治体ごとの取組内容に差がみられることから、今後とも引き続き地方自治体の積極的な取組を推進する。					
※本事業は、平成17年度から事業ごとの予算内訳のない統合補助金の中の1事業となつたため、平成17年度以降の予算上事業数は記載できない。					
事務事業名	母子自立支援プログラム策定等事業				
平成20年度 予算額等	2,439百万円の内数(補助割合:[国10/10]) ※母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金)の内数 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	2,227百万円の内数 ※母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金)の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
福祉事務所等において、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行う。 また、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
母子家庭の母等の自立支援策については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等を改正により、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換し、具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中であり、当該事業の実施により、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母等を就業に結びつけることに資するものである。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	—	1,868 の内数 ※母子家庭 等対策総合 支援事業(統 合補助金) の内数	1,884 の内数 ※母子家庭 等対策総合 支援事業(統 合補助金) の内数	1,919 の内数 ※母子家庭 等対策総合 支援事業(統 合補助金) の内数	2,439 の内数 ※母子家庭等 対策総合支援 事業(統合補 助金)の内数
予算上事業数等 (※)	—	—	—	—	—
事業実績数等 自立支援計画書策定 数(件)	—	403	2,707	未集計	未集計
(参考) ・自立支援プログラ ムを通じた就業者数 (人)	—	211	1,590	未集計	未集計
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
自立支援計画書策定件数、就業実績ともに増加しており、取組は進展しているが、未実施の地方自治体もあることから、今後とも引き続き地方自治体の積極的な取組を推進する。					

※本事業は、事業ごとの予算内訳のない統合補助金の中の1事業であり、予算上事業数は記載できない。					
事務事業名	高等技能訓練促進費等事業				
平成20年度 予算額等	2,439百万円の内数（補助割合：[国3/4][都道府県、市、福祉事務所設置町村1/4]） ※母子家庭等対策総合支援事業（統合補助金）の内数 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	2,227百万円 ※母子家庭等対策総合支援事業（統合補助金）の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等） 看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修学する場合で、就業又は育児と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担軽減のため、入学支援修了一時金を支給する。					
政府決定・重要施策との関連性 母子家庭の母等の自立支援策については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等を改正により、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換し、具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中であり、当該事業により、母子家庭の母等の資格取得支援を進め、より質の高い就業を可能とすることに資するものである。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移 (補正後) (百万円)	105	1,868 の内数 ※母子家庭 等対策総合 支援事業(統 合補助金) の内数	1,884 の内数 ※母子家庭 等対策総合 支援事業(統 合補助金) の内数	1,919 の内数 ※母子家庭 等対策総合 支援事業(統 合補助金) の内数	2,439 の内数 ※母子家庭等 対策総合支援 事業(統合補 助金)の内数
予算上事業数等 (※)	169	—	—	—	—
事業実績数等 ・高等技能訓練促進 費支給者数(人)	628	755	993	未集計	未集計
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。） 高等技能訓練促進費の支給件数は増加しており取組は進展しているが、未実施の地方自治体もあることから、今後とも引き続き地方自治体の積極的な取組を推進する。 ※本事業は、平成17年度から事業ごとの予算内訳のない統合補助金の中の1事業となったため、平成17年度以降の予算上事業数は記載できない。					
事務事業名	児童扶養手当制度				
平成20年度 予算額等	159,311百万円（補助割合：児童扶養手当給付費負担金[国1/3] [都道府県、市、福祉事務所設置町村2/3]、児童扶養手当給付費[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	152,535百万円（決算見込額）				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等） 児童扶養手当は、離婚等による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成					

される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

- ・支給対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護し、養育している母又は養育者。
- ・手当額（月額）：児童1人場合 全部支給41,720円
一部支給41,710円から9,850円まで
児童2人以上の加算
2人目5,000円
3人目以降1人につき3,000円
- ・支給制限：所得が一定額以上の場合には、手当の全部又は一部が支給されない。

政府決定・重要施策との関連性

平成14年の児童扶養手当法の改正においては、児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んで自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない規定を設けるなど、児童扶養手当制度を、離婚等による生活の激変を一定期間緩和し、その期間に集中的に支援を行い、母子家庭の自立を図る観点から見直しを行ったところである。

具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中であり、母子家庭の母に対し、児童扶養手当を支給することにより、経済的支援を行っているものである。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	335,584	330,272	154,593	155,842	159,311
予算上事業数等 ・児童扶養手当受給者数(人)	880,724	936,731	980,638	992,677	1,003,463
事業実績数等 ・児童扶養手当受給者数(人)	911,470	936,579	955,741	955,941	969,261

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

平成20年4月より実施された一部支給停止措置(平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から受給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた)について、手続きを行う受給者や自治体の事務負担等にも考慮して、より円滑な運用が行われるようにする。